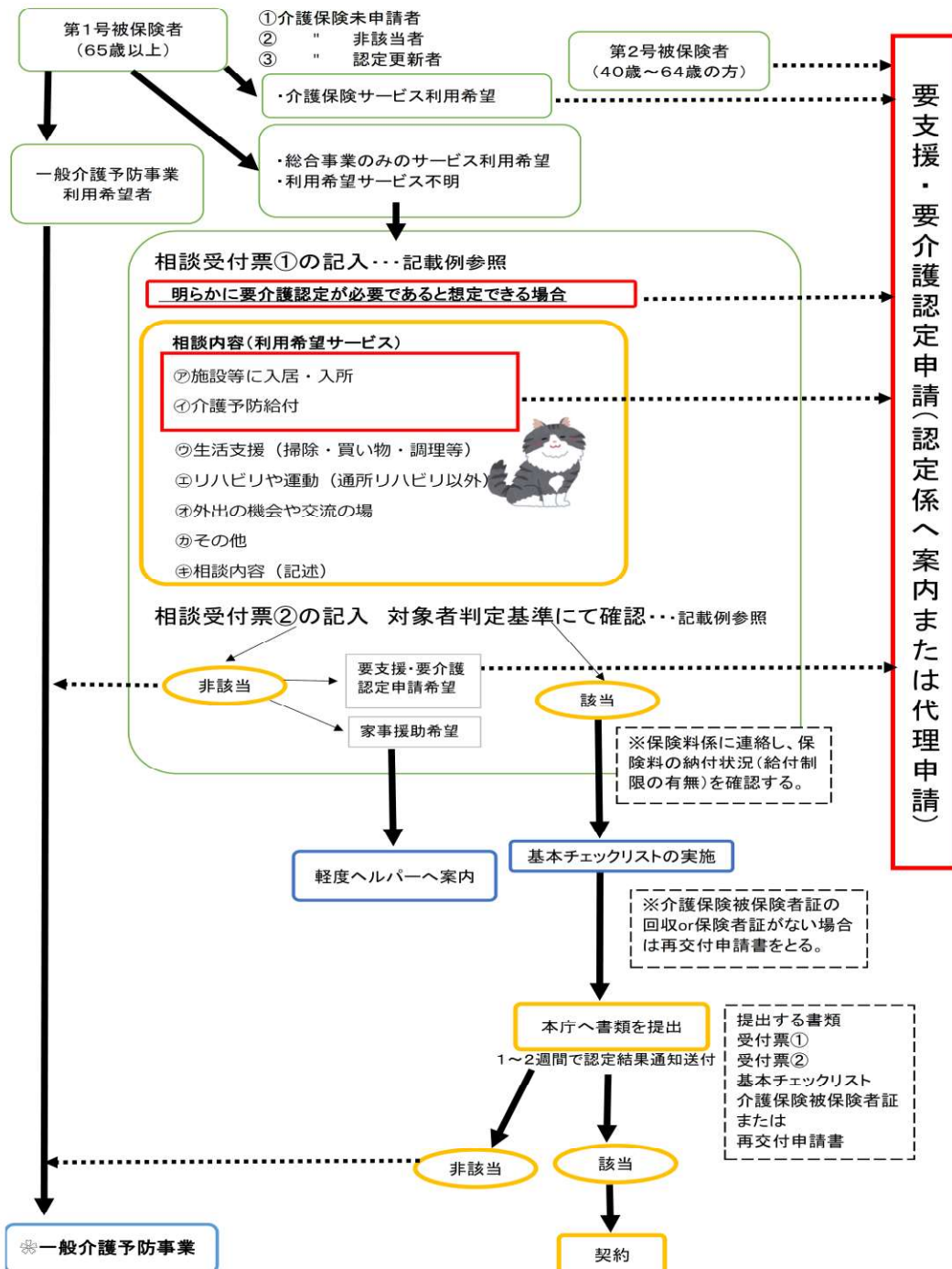


## ●総合事業サービス利用申請について

サービスの利用は、あくまでも本人の自立のための利用であることを理解し、申請の必要性について判断してください。

### 総合事業(事業対象者)窓口マニュアル



要介護・要支援認定者が更新を行う場合は、要介護・要支援認定更新のほか、要支援当面訪問型・通所型サービスのみの利用が考えられる場合には、基本チェックリストによる総合事業（事業対象者）利用申請が可能です。（基本チェックリスト実施はあくまでもスピーディなサービス利用につなげるためであり、更新申請を阻害するものではありません。）

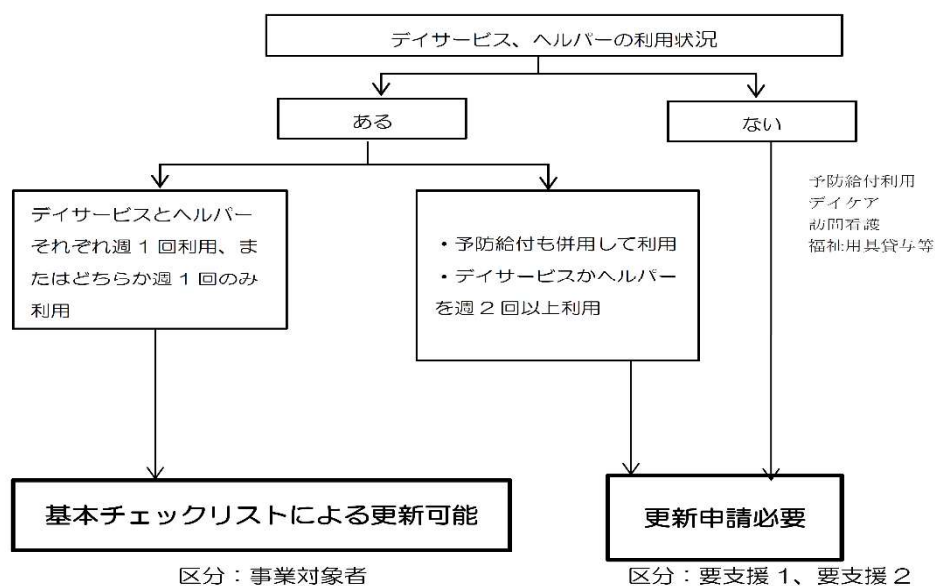
（注意点）

・要支援1・2の方で、訪問型サービス・通所型サービスのみの利用であっても、被保険者本人が認定申請を希望している場合は認定申請を行います。

### 要支援認定者の更新申請必要性判定チャート

平成29年8月（平成29年9月切れの方）から事業対象者相当のサービス量（デイサービス週1回、ヘルパー週1回）を利用している方については、認定更新が基本チェックリストによる更新かを**選択出来る**ようになっています。

※第1号被保険者のみ選択が可能です。第2号被保険者は更新申請となります。



### 事業対象者の更新について

名護市はチェックリストによる事業対象者の有効期間は2年間としています。事業対象者については、更新の案内通知はありませんので各担当で更新手続きを行ってください。更新手続きは、30日前から可能です。

※基本チェックリスト（更新用）の様式は本庁にあります。